

京都府立井手やまぶき支援学校スクールバス運行業務仕様書

1 本業務の目的

障害の程度が多様な児童生徒の通学等を保証するため、府所有のスクールバスの維持管理及び運行の安全確保を図ることを目的とする。

2 委託期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日まで

3 運行内容

(1) 次の事項については、別紙①～④のとおり

ア 使用車両仕様書（別紙①）

10台（府所有中型バス6台、マイクロバス4台）

イ 運行予定経路図（別紙②）

10コース

ウ 運行予定時間（別紙③）

10コース

エ 令和7年度年間行事予定及び運行予定日数（別紙④）

なお、別紙②運行予定経路図、別紙③運行予定時間及び別紙④年間行事予定及び運行予定日数については、生徒の異動その他の理由により委託期間中に変更することがある。

また、令和8年度以降の年間行事計画については未定であるが、おおよそ令和7年度に準じた内容になる予定である。

- (2) 運行予定日数
- | | |
|--------|-----------------------------|
| 令和7年度 | 123日（通常校時運行106日・部活動校時運行17日） |
| 令和8年度 | 190日（通常校時運行165日・部活動校時運行25日） |
| 令和9年度 | 190日（通常校時運行165日・部活動校時運行25日） |
| 令和10年度 | 70日（通常校時運行60日・部活動校時運行10日） |

予定日数は、授業日の合計日数であり、次のとおりとする。

ア 授業日の登下校における児童生徒等の送迎（登下校運行）

授業日は、原則として、休業日（土・日曜日、休日、学期始・夏季・冬季・学年末休業日）、臨時休業日を除いた日とする。ただし、休業日、臨時休業日に臨時の登下校運行を実施した場合は、予定日数に含める。

イ 登下校運行以外の時間帯における児童生徒等の送迎（中間運行）

校外の諸施設で実施する学校行事等に参加する児童生徒及び引率教職員を送迎することをいう。なお、上限台数は各学部ごとに均等に割り振るものとする。

（ア）交流及び共同学習（通学区域内施設への送迎で毎年度104台程度）

（イ）校外学習等（通学区域内外施設への送迎で毎年度24台程度）

(3) その他必要な送迎（高等部スポーツ交流会等）については、別途協議する。

4 業務内容

- (1) 児童生徒の安全を確保するため、善良なる管理者の注意義務をもってスクールバス及びマイクロバスを運行させること。
- (2) 運行する車両には児童生徒の介助を行うための職員（以下「介助職員」という。）を2名配置すること。
- (3) 介助職員は、児童生徒の介助及び保護者との連絡業務を行うこと。連絡業務に要する携帯電話（各バスに1台）は受託者が配置すること。
- (4) 児童生徒には、親切、丁寧、温かい心をもって接すること。
- (5) 受託者は、運行責任者を選任しなければならない。運行責任者は、バス内の状況及び運行状況等を把握し、委託者の求めに応じて報告しなければならない。
- (6) 運行に当たっては、法定点検、日常点検等十分な車両の点検整備を実施し、点検整備記録を備えること。
- (7) 運行中に発生した事故等については、直ちに委託者に連絡するとともに、事故に係る一切の処理を行うこと。
- (8) 運行に使用した車両が事故及び故障その他の理由により運行を中断したときは、直ちに委託者に連絡し、1時間以内に代替車両による運行を再開するなど適切な措置を講じ、児童生徒の輸送業務を継続させること。
- (9) 運行に当たっては、委託者と事前に綿密な打ち合わせを行うとともに、運行期間中、常時緊密な連携を保持すること。
- (10) 受託者は、運行前に運転者の健康管理状況を確認すること。また、運転前後の運転者の酒気帯びの有無を確認し、1年間記録に残すこと。なお、学校が用意するアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認の補助を行うこと。

5 運転に従事する者

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 大型自動車免許又は大型自動車第二種免許を有する者
なお、運転手の名簿等を委託者に提出すること。
- (2) 旅客自動車運送業務に係る事業用自動車（ただし、バスに限る。）又は特別支援学校等のスクールバスの運転経験を有する者が望ましい。
- (3) 運転履歴に見合った事業主が主催する安全運転教育を受けている者
- (4) 良好な健康状態を健康診断等で証明できる者
- (5) 65歳以上である場合は、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断（適齢診断）などの結果が良好である者。
- (6) 原則として、委託期間を通じて運転することが可能な者が望ましい。
- (7) 児童生徒の障害に対する理解を深めるため、学校が実施する研修等に参加できる者

6 介助に従事する者

- (1) 介助職員は、その総数の1/2以上は次のいずれかの資格又は経験を有すること。
なお介助職員の名簿と資格・経験（履歴）を証明できる書類を委託者に落札決定後

速やかに提出すること。

- ア 教員免許を有する者
- イ 福祉系大学を卒業した者
- ウ 保育士免許を有する者
- エ ホームヘルパー１級、ホームヘルパー２級、又はホームヘルパー３級の資格を有する者
- オ 介護福祉士の資格を有する者
- カ 介護支援専門員の資格を有する者
- キ 社会福祉士の資格を有する者
- ク 精神保健福祉士の資格を有する者
- ケ ケアマネージャーの資格を有する者
- コ 看護師の資格を有する者
- サ 理学療法士、作業療法士の資格を有する者
- シ 次に掲げるいずれかの施設において通算１年以上の介護経験を有する者
 - (ア) 有料老人ホーム
 - (イ) 軽費老人ホームＡ型
 - (ウ) 軽費老人ホームＢ型
 - (エ) 養護老人ホーム
 - (オ) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - (カ) グループホーム（認知症高齢者グループホーム）
 - (キ) ケアハウス（軽費老人ホームＣ型）
 - (ク) 短期入所生活介護施設（ショートステイ）
 - (ケ) 短期入所療養介護施設（ショートステイ）
 - (コ) 老人デイサービスセンター
 - (サ) 訪問看護ステーション
 - (シ) 高齢者生活福祉センター
 - (ス) 在宅介護支援センター
 - (セ) シの（ア）から（ス）以外の介護福祉施設
- ス 次に掲げるいずれかの施設において通算１年以上の指導経験を有する者
 - (ア) 保育所
 - (イ) 乳児院
 - (ウ) 児童厚生施設
 - (エ) 児童養護施設
 - (オ) 知的障害児施設
 - (カ) 知的障害児通所施設
 - (キ) 盲ろうあ児施設
 - (ク) 肢体不自由児施設
 - (ケ) 重度心身障害児施設
 - (コ) 情緒障害児短期治療施設
 - (サ) 児童自立支援施設

(シ) 児童家庭支援センター

(ス) スの(ア)から(シ)以外の児童福祉施設

セ 特別支援学校のスクールバスで通算1年以上の介助経験を有する者

(2) 介助職員は、原則として委託期間を通じて同一の者が業務にあたること。

(3) 介助職員の知的障害・肢体障害に対する理解を深めるための教育及び日々の健康管理に努めること。

(4) 児童生徒の障害に対する理解を深めるため、学校が実施する研修等に参加させること。

7 委託契約に含まれる経費等

(1) 府所有スクールバスに係る経費

ア 車両運行、整備等に係る一切の経費

(ア) 車両清掃用品及びその他消耗品(バス内で児童生徒が使用する消耗品を除く)

(イ) 燃料及び油脂類(エンジンオイル等)

(ウ) 運行に伴い発生する不調、故障等に対する全経費。ただし、車両の老朽化による修理経費については委託者と受託者で別途協議するものとする。

(エ) 事故(自損事故、衝突事故を問わない)の際に現状復帰のために必要となる全経費

イ 車両の保守点検及び修繕等に係る経費

(ア) 法定点検(12か月点検を除く)・整備及びそれらの記録に係る経費

(イ) 点検の結果発生した整備経費。ただし、車両の老朽化による修理経費については委託者と受託者で別途協議するものとする。

(ウ) 日常の車両の保守点検整備費

(エ) タイヤ・チューブ・チェーンの保守点検、修理

ウ 運行管理等に係る経費

(ア) 対人、対物、旅客及び車両等に対する任意保険料

(イ) 運行管理及び安全管理等に係る経費

(ウ) 事故、故障等による代替車両に係る経費

(エ) 事故の防止対策に係る経費

(オ) 事故の処理、交渉等及び補償に係る一切の経費

エ その他、委託者が負担する経費(自動車損害賠償責任保険、自動車重量税、車検に係る経費、タイヤ・チューブ・チェーンの新規購入)以外の経費

(2) マイクロバスに係る経費

ア 修理費用、消耗部品、燃料費、連絡業務に係る経費

イ 対人、対物、旅客及び車両等に対する任意保険料

ウ 事故の処理及び防止対策、交渉等及び補償に係る一切の経費

8 臨時休校日の経費

天災等による臨時休校について、前日の午後5時までに受託者に連絡した場合は、当該日の委託料は支払わない。午後5時以降に連絡した場合は、半日の委託料を受託

者は請求することができる。

9 その他

- (1) 府所有スクールバス及びマイクロバスの保管場所は、学校とする。
- (2) スクールバス及びマイクロバスの給油は、校内では行わないこと。
- (3) 運行経路及び時間については、児童生徒の異動等により委託期間中に変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。

ただし、その変更に伴い当初契約書に記載されたコースの1日当たり総走行距離の3分の1以上の延伸または短縮が生じた場合、契約日における燃料の市場価格から算出される金額等をもとに変更契約を締結するものとする。また、契約期間2年目以降に同様の状況が生じた際に比較する距離は、当初契約書に記載された総走行距離とする。

なお、コース数の増減の場合は、この限りではない。

- (4) 受託者は、本業務を通じて得た児童生徒のプライバシーに関する情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、委託者が指定している運行日初日までの土・日曜日、祝日を除く日に、受託者に事前に申し出ることにより、スクールバス及びマイクロバスの試運転を行うことができる。

なお、これに係る一切の責任及び経費は、受託者負担とする。

- (6) 学校敷地内は、職員用駐車スペースが少ないため、自家用車両の駐車を禁止する。ただし、バスとの連絡調整等、業務上やむを得ないと認められる場合に限り、委託者に事前に申し出ることにより、最小台数に限り認めることがある。